

## 実施方針に対する質問・意見回答書

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1	実施方針	7	第2章	11	(2) ア (オ)	(2) 本組合が行う主たる業務	(オ) 本施設の設計・建設監理について、建築士法第2条の「工事監理」において、事業者ではなく貴組合業務との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 修正し、入札公告時に示します。
2	実施方針	7	第2章	12	事業者の収入	物価変動に基づく改定	物価変動に基づく事業費の改定が運営・維持管理業務に係る対価にのみ記載されておりますが、実施方針添付資料4 リスク分担 (案) には「共通」として記載があるため、設計・建設業務に係る対価も運営・維持管理業務に係る対価と同様に一定範囲を超える変動は改定となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	10	第4章	2	(1)	募集及び選定スケジュール (予定)	公告から提出までの期間が他自治体案件と比較して短くなっており、よりよい提案を検討する期間を十分確保するためにも、事業提案書の受付期限を令和6年8月下旬から令和6年9月下旬にいただけないでしょうか。	事業提案書の受付期限を令和6年8月下旬から令和6年9月下旬に変更とし、入札公告時に示します。
4	実施方針	10	第4章	2	(1)	募集及び選定スケジュール (予定)	入札説明書等 (その他) に関する質問は第2回目の令和6年5月下旬になっていますが、提案内容の検討期間を確保するためにも、第1回目令和5年4月下旬の参加資格関係に合わせて受付いただけないでしょうか。	提案内容の期間を考慮したスケジュールを検討の上、入札公告時に示します。
5	実施方針	12	第4章	3	(1)	応募者の構成等	「エ 応募後、構成企業・・・の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。」とありますが、「特段の事情」とは不可抗力により事業継続が困難となった場合などに限定されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施方針	12	第4章	3	(2) ア (ア)	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 ③	監理技術者の専任について、工事の進捗に合わせ、主となる建設工事の種別が変化することから、建設JVの各役割に応じて、JV構成員の中から必要な時期に適任者を配置する理解でよろしいでしょうか。	設計期間と現場工事期間に区分し、それぞれの監理技術者を配置することは可とします。
7	実施方針	12	第4章	3	(2)	ア(イ)本施設の建築物等の建設を行う者の要件	上項 ア (ア) において、「本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」と、設計においても定義されていますが、本項 ア (イ) においても同様に、「本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件 (設計を追記)」と、設計においても定義されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 修正し、入札公告時に示します。
8	実施方針	12	第4章	3	(2)	ア(イ)本施設の建築物等の建設を行う者の要件	建築物の設計と建設をそれぞれ別の企業として企業グループを結成し、参加することも可能との理解でよろしいでしょうか。 例 (プラント設計・建設企業+建築物等設計企業+建築物等の建設企業の共同企業体での参加)。 その場合、設計企業はア (イ) ①を満足するものとし、建築物等の建設企業はア (イ) ①②を満足させるものとします。	お見込みのとおりです。
9	実施方針	13	第4章	3	(3)	イ構成市のいずれかの入札参加資格者名簿にも登録されていない者	イ構成市のいずれかの入札参加資格者名簿にも登録されていない者とありますが、登録の業種区分をお示し願います。	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は「清掃施設工事」の業種区分、本施設の建築物等の建設を行う者は「建築一式工事」の業種区分とします。 修正し、入札公告時に示します。
10	実施方針	15	第4章	4	(2)	審査の手順及び方法	イ 事業提案審査においては、時勢に応じた適切な予算設定に加えて、事業者の最新鋭かつ高度な非価格提案を促す仕組み、過度な価格競争を助長することがない仕組みを検討いただけませんか。	事業者の最新鋭かつ高度な非価格提案を促し、過度な価格競争を助長することがないように、非価格面と価格面をバランスよく評価できる仕組みを検討します。
11	実施方針	15	第4章	4	(2)	審査の手順及び方法	予定価格については、建設・運営の総額にて設定いただきますようお願いいたします。それぞれで設定された場合に、いずれか一方でも見積入札額が収まらない場合は失格となってしまいます。	総合的に検討の上、入札公告時に示します。
12	実施方針	15	第4章	5	(3)	SPCの設立	「SPCを設立する場合、・・・適切な時期に設立しなければならない。」とありますが、運営維持管理業務開始前に設立すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施方針	15	第4章	5	(3)	SPCの設立	「ア SPCの本店は構成市のいずれかにおくこと。」とありますが、運営開始時に事業予定地に登記させていただくことは可能でしょうか。	運営開始時の事業予定地の登記は、可とします。
14	実施方針	16	第4章	5	(3)	オ SPC設立後、基本契約上の地位譲渡に関する契約	運営・維持管理業務委託契約上の地位の譲渡に関する契約は、SPCより運営・委託管理企業への再委託契約を締結することにて代わることは可能でしょうか。	SPCと基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結しないことになるため、SPCより運営・委託管理企業への再委託契約を締結することによる代替は、不可とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
15	実施方針添付資料—2	—	事業スキーム図 (例) (企業グループで参加し、SPCを設立する場合)	—	—	実施方針添付資料—2 事業スキーム図 (例) (企業グループで参加し、SPCを設立する場合)	他の自治体案件において、構成企業に対し、SPCの債務に対する無制限の保証(または連帯保証)責任が課せられることがあります。無制限の保証責任が課せられると、独立したSPCを設立して運営に当たらせる契約スキームのメリットを発揮することができず、かつ地元企業を含む資力の小さい企業の参画を困難にするおそれがあると考えています。条件設定を検討される際、構成企業全てがSPCの債務について直接保証するのではなく、出資額に応じたSPCに対する財務支援の責任を課すなどの代替案、または、保証が必要な場合でも出資額に応じた上限を設定することをご検討いただけないでしょうか。	SPCが債務超過に陥った場合は、構成企業が連携し財政支援等を行うことを入札公告時に基本契約(案)にて示します。
16	実施方針添付資料—3	—	【設計・建設業務の業務分担】	—	(4)	設計調査	「事業者が工事に必要と判断した調査」は事業者が主分担になっていますが、調査の結果、見積時点で想定できない事由で追加費用が発生した場合は、別途精算としていただけないでしょうか。	本組合が必要と認めた場合は、当該費用等については、別途協議のうえです。
17	実施方針添付資料—3	—	【設計・建設業務の業務分担】	—	(12)	工事監理	建築士法に基づく施工監理は組合様所掌とありますが、それ以外の工事監理(プラント含む)についても組合様所掌でしょうか。	お見込みのとおりです。
18	実施方針添付資料—3	—	【運営・維持管理業務の業務分担】	—	(5)	料金徴収代行	直接搬入ごみの料金徴収は、料金徴収代行業務との理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施方針添付資料—3	—	【運営・維持管理業務の業務分担】	—	(17)	備品、什器、物品等の調達、管理	事業者所掌となっておりますが、事業者が使用するものは事業者所掌で組合殿ご使用品は組合殿所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	実施方針添付資料—3	—	【運営・維持管理業務の業務分担】	—	(33)	見学者対応	行政視察は、本組合が○※6)、事業者が△※6)とリスク分担が逆との解釈です。確認をお願いします。	ご指摘のとおり、本組合を主分担、事業者を従分担と修正し、入札公告時に示します。
21	実施方針添付資料—4	—	リスク分担(案)	共通	制度関連リスク	法令変更リスク	「上記以外で本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク」について事業者主分担となっておりますが、事業者がコントロールできる範疇ではないため組合様にてご負担いただきますようお願いいたします。	「上記以外で本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク」の分担については、別途協議により決定します。
22	実施方針添付資料—4	—	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	制度関連リスク 法令変更リスク	制度関連リスク 法令変更リスク	リスクの種類-建設段階-工事監理の項に、「事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更される場合。」と記載され、事業者に“○”が付いていますが、「工事監理」を施工管理に読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 修正し、入札公告時に示します。
23	実施方針添付資料—4	—	リスク分担(案)	共通	不可抗力リスク	不可抗力リスク	事業者従分担の具体的な内容をお示し願います。	入札公告時に示します。
24	実施方針添付資料—4	—	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	施設損傷リスク	施設損傷リスク	「組合、事業者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、本施設が損傷した場合。」とありますが、不可抗力、災害等も含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	実施方針添付資料—4	—	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	ごみ等の質・量に関するリスク	ごみ等の質・量に関するリスク	「当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量が著しく変動した場合。」及び「当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量の変動が軽微な場合。」とありますが、具体的な内容をご教示ください。	入札公告時に示します。
26	実施方針添付資料—4	—	リスク分担(案)	運営・維持管理段階	土壌汚染	土壌汚染	「本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの。」とありますが、「事業者の責により発生した土壌汚染に関するもの。」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。